

## 環境改善目標2 敷地内緑化について

(公財)京都市都市緑化協会

### おもな内容

- **緑の多様な機能** (京都市みどりの基本計画より、緑の機能や計画の視点など)
- **緑化の4つの取組み方**
- **植栽について重視したい点、注意点**

---

生物多様性や都市緑化に関する国、京都府、京都市の法令や制度の見直しなどの動きをふまえ、緑化活動に関する新たな基準を検討中です。

# 京都市みどりの基本計画2026

- **理念** 山紫水明に息づく文化とともに  
彩りあふれる千年先の京都へ
- **期間** 2026年から10年間(第3次)
- **対象とする区域** 主に都市計画区域
- **みどりのはたらき** (緑の多様な機能)



## 1 自然基盤

## 2 大気・水質

## 3 CO2吸収源

## 4 生物生息空間

## 5 歴史・文化

## 6 景観・風情

## 7 経済・活力

## 8 営み・生業

## 9 防災・減災













## 10 暑さ緩和

## 11 癒し・憩い

## 12 居場所・交流

## 13 遊び・スポーツ

## 14 学び・育み

<p>みどりには、まちやくらしに与える様々なはたらきがあります。ここでは、本計画で京都市が抽出した14のはたらきを示しています。</p>	<p><b>1 自然基盤</b></p>  <p>都市の空間や風景の大きな基礎(ベース)となるはたらき</p>	<p><b>2 大気・水質</b></p>  <p>都市の大気や水辺の水質を良質に保つはたらき</p>	<p><b>3 CO2吸収源</b></p>  <p>気候変動問題の原因となるCO2を吸収・固定するはたらき</p>	<p><b>4 生物生息空間</b></p>  <p>あらゆる生きもののすみか(ハッチ)や通り道(コリドー)になるはたらき</p>
<p><b>5 歴史・文化</b></p>  <p>都市の歴史や文化の語り所やシンボルとなるはたらき</p>	<p><b>6 景観・風情</b></p>  <p>三山の景観や美しいみどり等、京都らしい景観や風情を生み出すはたらき</p>	<p><b>7 経済・活力</b></p>  <p>ひととみどりの多様な関わりを通じて、経済やまちの活力を生み出すはたらき</p>	<p><b>8 営み・生業</b></p>  <p>行幸、神事・仏事等の営みや、林業・農業等の生業につながるはたらき</p>	<p><b>9 防災・減災</b></p>  <p>油山治水、雨水貯留、堤防防止、災害時の避難場所等、まちの安心安全を支えるはたらき</p>
<p><b>10 暑さ緩和</b></p>  <p>木陰等により、まちの暑熱環境を緩和し、快適性をもたらすはたらき</p>	<p><b>11 癒し・憩い</b></p>  <p>平坦な空間での散歩や会話等、癒しや憩いの場となるはたらき</p>	<p><b>12 居場所・交流</b></p>  <p>様々な人の居場所となるはたらきや、人と人との交流の場となるはたらき</p>	<p><b>13 遊び・スポーツ</b></p>  <p>子どもから高齢者まであらゆる世代の遊びやスポーツの場となるはたらき</p>	<p><b>14 学び・育み</b></p>  <p>あらゆる学びの場や子育ての場となるはたらき</p>

# 京都市みどりの基本計画2026

## 参考:みどりの配置方針



### 視点 1 緑化重点地区 (市街化区域全域)

京都市地球温暖化対策条例では緑化重点地区内では一定面積以上の新築・改築に緑化義務付け

### 視点 2 みどりの量と質

緑被率(2024年度=市街地約 36%)の維持・向上と質(みどりのはたらき)の充実

### 視点 3 グリーンインフラ

市独自の「雨庭」など京都らしいグリーンインフラ(自然環境が有する多様な機能を活用した社会資本)づくりに取り組む。

### 視点 4 生物多様性

生物多様性(生態系、種、遺伝子の多様性)の保全・回復、持続可能な利用に貢献

### 視点 5 民有地緑化

量的な確保、京都の風情や周辺の環境に調和した質の高いみどり

### 視点 6 公園

公園機能の再編、インクルーシブの考え方、地域と協力した管理運営や利活用

## 敷地内の緑化活動(4種類)

---

### 2.1 緑化の種類

- (1) 屋上緑化 ……建築物の屋上
- (2) 壁面緑化 ……建築物の壁面
- (3) 地上緑化 ……樹木・草本の植栽(地面)、生け垣、  
駐車区画の緑化 等
- (4) 雨庭機能に重点を置く緑化

## 2.1 緑化の種類

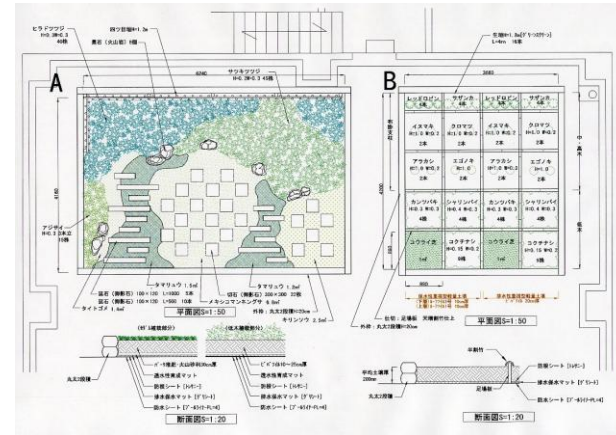
### (1) 屋上緑化

※屋上緑化は、建築物の屋根では通常利用されない雨水を利活用する施設として、(4) 雨庭機能に重点を置く緑化(雨水を一時貯留又は利用する雨庭)と見なすことも可能

(事例)



緑化協会旧事務所屋上 2004-2011年  
京都市屋上緑化技術研究会の実験施設



施設の施工図面(モザイク実験  
区画(右)と庭園風区画(左))



中京区役所屋上庭園



八百一本館「六角農場」

## 2.1 緑化の種類

### (2) 壁面緑化

(事例)



#### ・方法1 「登はん・下垂型」

つる性植物をカーテン状に仕立てて日除けにする緑のカーテン

夏場、窓を覆えば涼しく感じられ、冷房の電気代が削減できる。

$$\text{体感温度}(\text{°C}) \div (\text{室温} + \text{MRT}) / 2$$

※MRTは平均輻射温度



## 2.1 緑化の種類

### (2) 壁面緑化 (事例)

#### ・方法2 「壁面基盤型」

ポット苗等を壁面に設置した基盤に植える。(各ポットへの灌水に雨水を利用するタイプもあります。)



ヨドバシカメラ(高さ7m ×  
幅160m、総面積1,120㎡)

『京のみどり』59号(2011年7月発行)より



建物壁面から独立した基盤  
を使うタイプ

## 2.1 緑化の種類

### (3) 地上緑化

#### ② 生垣



水平の延長(m)×高さ(m)を  
緑化面積とみなす

- ・延長1m以上
- ・高さ0.3m以上1.5m未満

保護材の面積も緑化面積  
に算入可(2/3未満まで) →

#### ① 樹木・草本の植栽



樹木や草花が地面を覆う面積  
を緑化面積とする

#### ③ 駐車区画

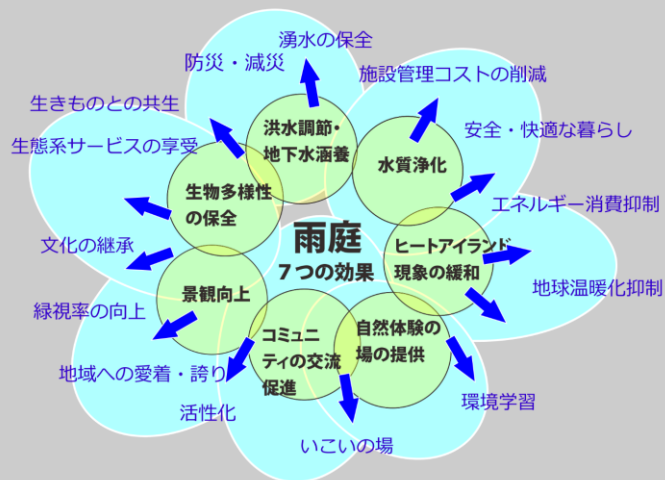


## 2.1 緑化の種類

### (4) 雨庭機能に重点を置く緑化

雨庭とは……雨水利用を積極的に行う植栽空間(庭)のことで、**グリーンインフラ**の重要な1つ。洪水緩和のほか、水質浄化、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和等の多様な効果が期待できる。

#### 雨庭の多様な効果

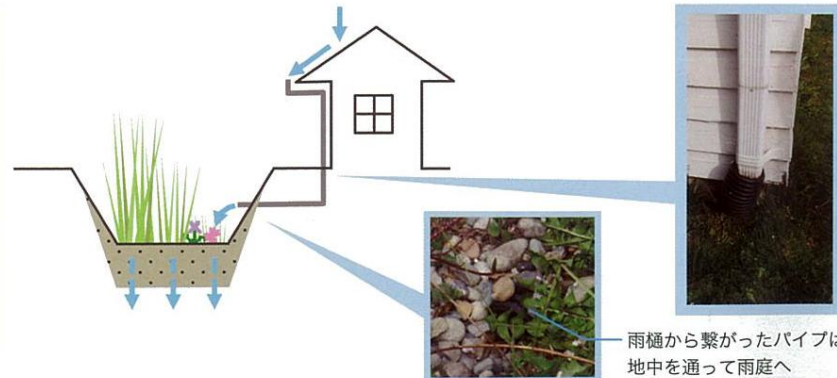


京都雨庭研究会

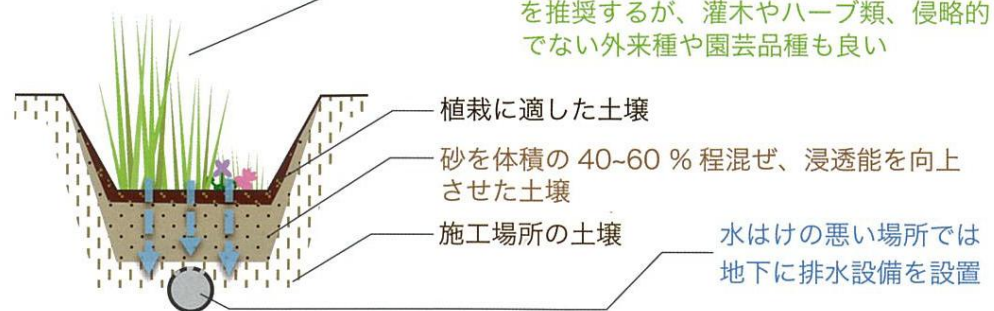
『京のみどり』79号(2016年7月)より

#### 機能と構造 「集水」「貯水」「浸透」

(例) パイプ誘導型



【雨庭の構造】



『雨庭のすすめ 改訂版』より

## (4) 雨庭機能に重点を置く緑化 (事例)

### ① 地面の「雨庭」

- ・水面も緑化面積に含む。
- ・窪地を設け雨水を一時的に溜め、徐々に浸透させる
- ・地形の変化や建物屋根、雨樋で集水

### ② 地面以外の「雨庭」

- ・容器(プランター)による。

※面積の基準は設けない。(雨庭部分の「蓄雨高」(降雨時の貯水又は浸透能力)100mmは最低確保する。)



日新電機研修センター(2019年3月～)  
雨水を一時貯留し循環・浸透



植樹枿(ます)の地下の空隙貯留を用いた雨水貯留の例 (東京での見本市で)

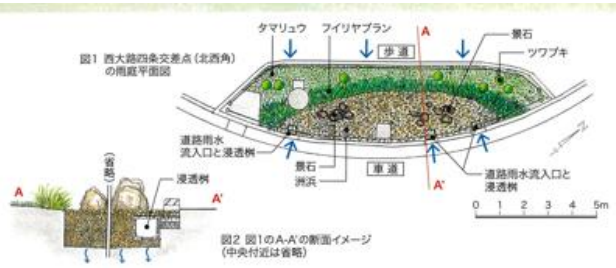


京都駅ビル「緑水歩廊」

# (事例) 京都市独自 道路沿線の雨庭の整備

京都が全国に誇る造園技術を生かし、枯山水などの要素を採り入れ、道路・歩道に降った雨水の一時貯留と地下浸透を図る。

2017年度に整備がスタートし、2018年4月に四条堀川交差点(南東)に京都市雨庭第1号がオープン。その後、2025年3月現在計16地点に増加。



地域団体・企業の方々(街路樹サポーター)による手入れが行われている。

# ■植栽について重視したい点、注意点

## 2.2 共通基準

- ①「緑化面積」は、3㎡以上とする。  
(ただし、地面以外の「雨庭」は、面積基準は規定しない。)
- ② 樹木その他、草本(1年草を含む)を可とする。
- ③ 植物は、「推奨在来種リスト」(3月1日提供資料)の**在来種を1種以上含むこと。**
- ④ 植物は、外来生物法の**「特定外来生物」**をはじめ、「生態系被害防止リスト」(3月1日提供資料)掲載の外来種を**新規の植栽には含まないこと。**
- ⑤ 3カ年計画で達成(完成)も可とする。

## ■ 植栽について重視したい点、注意点

※3月1日提供資料「5\_【別紙2-1】生物多様性に配慮した在来種リストの考え方」を参照。

### ◇ 生物多様性に配慮した緑化の基本的な考え方

(a) いくつかの植物種を採り入れ、高木・低木・草本といった階層性を  
持たせること —— 植物の多様性、生育環境の多様性

(b) できるだけ、地形(アンジュレーション)、水辺空間を設けること  
—— 生育環境の多様性

(c) 在来種、特に同じ地域の植物を積極的に使うこと(推奨リスト参照。供給もスタート)。

新規の植栽に、「生態系等に悪影響を及ぼす可能性がある外来種」を使わないこと。

※3月1日提供資料「7\_【別紙3】生態系被害防止外来種リスト」を参照。

希少植物について、同じ植物種の自生地が近くにある場合には、遠方の自  
生地に由来する個体を植えることを避けましょう。(遺伝学的な地域固有性  
を大事にするため。) —— 国外外来種／国内外来種 の概念

(d) 植物と関係する生活文化の関係も紹介すること

—— 京都市生物多様性プランが重視する歴史文化との関係を啓発